

幸手市手数料条例の一部を改正する条例

幸手市手数料条例（平成12年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表65の項手数料の金額の欄を次のように改める。

次に掲げる額を合算して得た金額

ア 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合

- ① 一戸建ての住宅 5,000円
- ② 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
 - (1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円
 - (2) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 23,000円
- ③ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
 - (1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円
 - (2) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 19,000円

イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

- ① 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
 - (1) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 40,000円
 - (2) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 44,000円
- ② 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
 - (1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 80,000円
 - (2) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 135,000円

ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

- ① 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
 - (1) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円
 - (2) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円
- ② 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
 - (1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 38,000円
 - (2) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 66,000円

エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- ① 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 267,000円
- ② 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 334,000円

オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- ① 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 102,000円
- ② 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 130,000円

別表67の項手数料の金額の欄を次のように改める。

次に掲げる額を合算して得た金額

ア 変更後の低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合

- ① 一戸建ての住宅 2,500円
- ② 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
 - (1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円
 - (2) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 11,500円
- ③ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円

(2) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 9,500円

イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

① 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(1) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円

(2) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円

② 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 40,000円

(2) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 67,500円

ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

① 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(1) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 10,000円

(2) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 11,000円

② 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円

(2) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 33,000円

エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

① 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 133,500円

② 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 167,000円

オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

① 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円

② 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 65,000円

別表70の項中「次に掲げる額」を「一の建築物ごとに次に掲げる額」に、「第10条第2号イ及びロ」を「第10条第2号イ(1)及びロ(1)」に改め、同項手数料の金額の欄中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

① 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(1) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円

(2) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円

② 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 38,000円

(2) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 66,000円

別表72の項中「次に掲げる額を合算して得た金額」を「一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額。ただし、新たに追加される建築物については、第70号の手数料の金額の欄に定める額とする。」に、「第10条第2号イ及びロ」を「第10条第2号イ(1)及びロ(1)」に改め、同項手数料の金額の欄中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

① 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(1) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 10,000円

(2) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 11,000円

② 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円

(2) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 33,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年2月17日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正がされ、誘導仕様基準の新設に伴う新たな手数料の設定及び金額の欄における区分の見直しをしたいので、この案を提出するものである。